

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

委員一覧 (35名)

委員長	泉 信也 (自民)	木村 仁 (自民)	高嶋 良充 (民主)
理事	谷川 秀善 (自民)	小泉 顕雄 (自民)	千葉 景子 (民主)
理事	鶴保 庸介 (自民)	鴻池 祥肇 (自民)	松井 孝治 (民主)
理事	森元 恒雄 (自民)	山東 昭子 (自民)	山下 八洲夫 (民主)
理事	家西 悟 (民主)	中原 爽 (自民)	山本 孝史 (民主)
理事	佐藤 道夫 (民主)	藤野 公孝 (自民)	遠山 清彦 (公明)
理事	辻 泰弘 (民主)	真鍋 賢二 (自民)	西田 実仁 (公明)
理事	福本 潤一 (公明)	吉村 剛太郎 (自民)	弘友 和夫 (公明)
	浅野 勝人 (自民)	足立 信也 (民主)	井上 哲士 (共産)
	荒井 正吾 (自民)	小川 勝也 (民主)	又市 征治 (社民)
	市川 一朗 (自民)	佐藤 泰介 (民主)	長谷川 憲正 (国日)
	荻原 健司 (自民)	鈴木 寛 (民主)	(18. 1. 20 現在)

(1) 審議概観

第164回国会において本特別委員会に付託された法律案は、内閣提出1件、本院議員提出2件及び衆議院提出1件の合計4件であり、そのうち、内閣提出1件、本院議員提出1件及び衆議院提出1件の合計3件を可決した。

〔法律案の審査〕

参議院ではこれまでも定数較差是正に向けた取組が行われてきたが、平成17年10月、参議院改革協議会専門委員会（選挙制度）は、複数の是正案を併記した上で、東京、千葉を増員し、栃木、群馬を減員する、いわゆる4増4減案が有力な意見であること等を内容とする報告書をまとめた。しかし、定数較差問題は与野党の意見の一致をみなかった。以上の状況を受け、与党所属議員の発議により、参議院選挙区選出議員の各選挙区の定数の配分について、東京都選挙区の議員定数を8人から10人に、千葉県選挙区の議員定数を4人から6人にそれぞれ増員する一方、栃木県選挙区及び群馬県選挙区の議員定数を4人から2人にそれぞれ減員しようとする公職選挙法の一部を改正する法律案（参第5号）が提出された。

また、民主党所属議員より、参議院選挙区選出議員の選挙について、鳥取県の区域と島根県の区域を合わせた選挙区を設け、当該選挙区において選挙すべき議員の数を2人（現行鳥取県選挙区2人、島根県選挙区2人）とするとともに、東京都選挙区において選挙すべき議員の数を10人（現行8人）とすること等を内容とする公職選挙法の一部を改正する法律案（参第11号）が提出された。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、参議院創設時における地方区の定数配分の考え方、4増4減案により較差是正を図る必要性、合区による較差是正とその評価、投票価値の平等要請と参議院の選挙制度の基本的枠組みの維持、都道府県

単位の選挙区が果たしてきた役割、参議院の在り方にふさわしい選挙制度構築の必要性等について質疑が行われた。公職選挙法の一部を改正する法律案（参第5号）について質疑を終局し、討論の後、本法律案は多数をもって可決された。なお、公職選挙法の一部を改正する法律案（参第11号）は審査未了となった。

公職選挙法の一部を改正する法律案（閣法第60号）は、衆議院小選挙区選出議員及び参議院選挙区選出議員の選挙を在外選挙の対象とするとともに、個人情報保護に対する意識の高まりに的確に対応するため、選挙人名簿の抄本の閲覧制度を見直そうとするものである。委員会においては、在外選挙の実施状況と投票率向上へ向けての施策、選挙運動におけるインターネットの活用、海外派遣自衛隊員等に対する選挙機会の確保、海外選挙区創設の可能性、選挙人名簿抄本の閲覧制度の意義と適切な運用等の質疑が行われ、本法律案は全会一致をもって可決された。

公職選挙法の一部を改正する法律案（衆第33号）は、法律の規定に基づく一定の国外派遣組織に属する選挙人が国外において不在者投票を行うことができる制度を創設するとともに、南極地域観測隊に属する選挙人が衆議院総選挙及び参議院通常選挙のファクシミリ投票を行えるようにするものである。委員会においては、対象となる特定国外派遣組織の範囲とその判断基準、投票管理者の責務と投票の秘密保持、国政選挙に比べ投票期間が短い地方選挙への対応、不在者投票制度の対象者拡大の可能性等の質疑が行われ、本法律案は多数をもって可決された。

〔国政調査等〕

5月12日、第44回衆議院議員総選挙の執行状況について竹中総務大臣から、第44回衆議院議員総選挙違反取締り状況について政府参考人から、それぞれ報告を聴取した。

（2）委員会経過

○平成18年1月20日（金）（第1回）

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成18年5月12日（金）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 第44回衆議院議員総選挙の執行状況並びに選挙違反取締り状況に関する件について竹中総務大臣及び政府参考人から報告を聴いた。
- 公職選挙法の一部を改正する法律案（参第5号）**について発議者参議院議員阿部正俊君から趣旨説明を聴き、
公職選挙法の一部を改正する法律案（参第11号）について発議者参議院議員小川敏夫君から趣旨説明を聴いた。

○平成18年5月17日（水）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

○公職選挙法の一部を改正する法律案(参第5号)

公職選挙法の一部を改正する法律案(参第11号)

以上両案について発議者参議院議員木村仁君、同小川敏夫君、同阿部正俊君、同内藤正光君、同魚住裕一郎君、同西田実仁君及び政府参考人に対し質疑を行い、

公職選挙法の一部を改正する法律案(参第5号)について討論の後、可決した。

〔質疑者〕森元恒雄君(自民)、辻泰弘君(民主)、井上哲士君(共産)、渊上貞雄君(社民)、長谷川憲正君(国日)

(参第5号)賛成会派 自民、公明、社民、国日

反対会派 民主、共産

○平成18年5月19日(金)(第4回)

○公職選挙法の一部を改正する法律案(閣法第60号)(衆議院送付)について竹中総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成18年6月2日(金)(第5回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○公職選挙法の一部を改正する法律案(閣法第60号)(衆議院送付)について竹中総務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕家西悟君(民主)、辻泰弘君(民主)、福本潤一君(公明)、井上哲士君(共産)、又市征治君(社民)、長谷川憲正君(国日)

(閣法第60号)賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、国日

反対会派 なし

○平成18年6月14日(水)(第6回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○公職選挙法の一部を改正する法律案(衆第33号)(衆議院提出)について発議者衆議院議員鳩山邦夫君から趣旨説明を聴き、同鳩山邦夫君、同佐藤茂樹君、同大野功統君、同岩屋毅君及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕家西悟君(民主)、辻泰弘君(民主)、井上哲士君(共産)、又市征治君(社民)

(衆第33号)賛成会派 自民、民主、公明、共産、国日

反対会派 社民

○政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 議案の要旨

①成立した議案

公職選挙法の一部を改正する法律案（閣法第60号）

【要旨】

本法律案は、衆議院小選挙区選出議員及び参議院選挙区選出議員の選挙を在外選挙の対象とするとともに、個人情報保護に対する意識の高まりに的確に対応するため、選挙人名簿の抄本の閲覧制度を見直す等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、在外投票に関する事項

- 1 衆議院小選挙区選出議員及び参議院選挙区選出議員の選挙を在外選挙の対象とする。
- 2 在外公館投票の終了時期を選挙の期日前6日に改めるほか、衆議院議員又は参議院議員の再選挙又は補欠選挙における在外公館投票の期間等を定める。

二、在外選挙人名簿の登録に関する事項

在外選挙人名簿の登録に関する3カ月の住所要件を満たす前の時点においても、在外選挙人名簿への登録申請をすることができることとする。

三、選挙人名簿の抄本の閲覧等に関する事項

選挙人名簿の抄本の閲覧が認められる場合を、次の3つに法令上限定するとともに、閲覧の際の手续や、偽りその他不正の手段による閲覧に対する制裁措置等に関する規定を設ける。

- 1 選挙人が特定の者の登録の有無を確認する場合
- 2 公職の候補者等、政党その他の政治団体が政治活動や選挙運動を行う場合
- 3 報道機関や学術研究機関などが政治又は選挙に関する世論調査や学術調査を行う場合

四、施行期日

一については公布の日から1年を超えない範囲内において政令で定める日、二については平成19年1月1日、三については公布の日から6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

公職選挙法の一部を改正する法律案（参第5号）

【要旨】

本法律案は、参議院選挙区選出議員の選挙について、選挙区間で人口と定数に係る不均衡が生じている状況にかんがみ、各選挙区において選挙すべき議員の数につき是正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、参議院選挙区選出議員の選挙区の定数の改正

参議院選挙区選出議員の各選挙区において選挙すべき議員の数を、次に掲げる選挙区について改める。

選挙区	議員数
栃木県	2人(現行4人)
群馬県	2人(現行4人)
千葉県	6人(現行4人)
東京都	10人(現行8人)

二、その他

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律の施行日以後その期日を公示される参議院議員の通常選挙並びにこれに係る再選挙及び補欠選挙について適用する。

公職選挙法の一部を改正する法律案(衆第33号)

【要旨】

本法律案は、法律の規定に基づく一定の国外派遣組織に属する選挙人の投票の機会を確保するため、これらの者に係る国外における不在者投票の制度を創設するとともに、南極地域において科学的調査の業務を行う選挙人の投票の機会を確保するため、これらの者に係る衆議院総選挙及び参議院通常選挙のファクシミリ投票を行えるようにするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、国外における不在者投票制度の創設

法律の規定に基づき国外に派遣される組織のうち、その長が当該組織の運営について管理又は調整を行うための法令に基づく権限を有すること、当該組織が国外の特定の施設又は区域に滞在していることの2つの要件を満たす組織であって、不在者投票が適正に実施されると認められるものとして政令で定めるものを、特定国外派遣組織とし、この組織に属する選挙人で国外に滞在する者のうち職務等のため選挙の当日投票することができないと見込まれる者の投票について、不在者投票の方法により行わせることができることとする。

二、南極地域観測隊の隊員等のファクシミリ装置による投票

南極地域観測隊の隊員等で、南極地域にある科学的調査の業務の用に供される施設又は本邦とその施設との間において南極地域観測隊を輸送する船舶に滞在する者のうち、職務等のため選挙の当日投票することができないと見込まれる衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙における投票については、ファクシミリ装置を用いて送信する方法により、行わせることができることとする。

三、施行期日

公布の日から起算して、一については9月を、二については6月を超えない範囲内において政令で定める日からそれぞれ施行する。

② 審査未了となった議案

公職選挙法の一部を改正する法律案（参第11号）

【要旨】

本法律案は、参議院選挙区選出議員の選挙について、選挙区間で人口と定数に係る不均衡が生じている状況にかんがみ、鳥取県の区域と島根県の区域を合わせた選挙区を設けるとともに、東京都選挙区において選挙すべき議員の数を改める等の措置を講じようとするものである。